

第11回 渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会に対する質問・意見等について

質問・意見等	回答
<p>第10回「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」までの資料と傍聴を通しての意見・質問を述べます。</p> <p>1. 再生実験調査における仮説・検証を生かして、「一部計画の直し・順応的管理」が必要な段階に来ているとみられ、今回「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討会」の委員が参加され、議論されることに期待いたします。</p>	<p>今回、「湿地保全・再生基本計画」に基づいて実施されている試験地の検証データが5年間蓄積されたことから、今回のモニタリング委員会では渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討会の委員にも参加をお願いしてご助言をいただくこととしたものです。今回のモニタリング委員会では、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会 規約」の（目的）第3条に3項を追加し「基本計画の内容やモニタリング結果の評価等に対する技術的な助言が必要な場合には、親委員会に意見を求めることができる。」と改正を行いました。今後も必要に応じ、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討会」の委員に参加いただくことを検討します。</p>
<p>2. 資料「モニタリングに関する調査結果」と、その中で「仮説と実験で明らかになったこと、今後の課題と今後の対応」は大変良くまとめられています。しかしそれをもとにした議論が不十分で、充分時間をかけて今後の方向性が議論されるべきと思います。</p>	<p>モニタリング委員会では、事務局からの説明をできるだけ簡潔に行うよう心がけておりますが、更に議論いただく時間を確保するよう努めます。</p>
<p>3. 新たな実験地の工事についても説明に終わり、時間の関係で質問・意見が出されなくとも「モニタリング委員会が了承」とされます。やはり、質問・意見の時間を確保して議論すべきと思います。</p>	<p>モニタリング委員会では、事務局からの説明をできるだけ簡潔に行うよう心がけておりますが、更に議論いただく時間を確保するよう努めます。</p>
<p>4. 傍聴者には資料「モニタリングに関する調査結果」など、一部非公開として配布されますが、植生図等の空欄が多くて資料の説明が十分理解できません。空欄は重要種の分布図などに限るように、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」に示されたモニタリングの体制からも配慮していただきたい。</p>	<p>今回のモニタリング委員会での委員のご意見をふまえ、今後、重要種の位置情報やそれらの推定につながる植生図については基本分類で公開することといたします。なお、第11回モニタリング委員会の資料に関しても、基本分類の植生図を表示して利根川上流河川事務所のホームページで公開する予定です。</p>
<p>5. 湿地再生事業の進捗状況にあわせ、湿地再生の調査の状況を「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」（遊水地保全・再生検討部会）に説明して欲しいと思います。</p>	<p>いただいたご意見については、「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」（遊水地保全・再生検討部会）での意向も確認したうえで対応させていただきます。</p>
<p>6. 湿润環境形成実験地（1）、環境学習フィールド（2）についての実験結果はほぼ見通せ、結果に対する新たな対策をとる段階と思われます。湿地の生物多様性に向けての対策（案）等、考えておられたらお聞かせください。</p>	<p>環境学習フィールド（2）については、今回のモニタリング委員会での委員のご意見をふまえ、今後の対応について現在検討を行っております。次回（第12回）のモニタリング委員会で案をご提示し、議論いただく予定です。</p> <p>湿润環境形成実験地（1）については、まだモニタリング期間が2年間であり、今後に変化する可能性があるため、モニタリングを継続して、今後の方針を検討する予定です。</p>